## 横浜ラグビースクール校則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当スクールは、横浜ラグビースクール(以下スクール)といい、所在地は、校長 宅とする。

(目的)

第2条 スクール生徒(以下「スクール生」という)が、ラグビーフットボールを通じて スポーツの楽しさを学び、体力の向上と豊かな人間性を養い、次代を担う立派な 人間として成長することを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 スクールの目的を遂行するために次の活動を行う。
  - (1) ラグビーフットボールの競技力向上のための練習や合宿。
  - (2)他スクールとの交流大会。
  - (3) 県大会及びスクールが認めた競技大会へ参加。
  - (4) その他スクール行事(交流会やバーベキュー等)の開催及び参加。

#### 第2章 スクール生

(対象)

第4条 スクールの生の対象は、原則として満3歳に達した幼児、小学生1年生から中学校3年生までの生徒及び児童で、横浜市近隣に在住でスクールが練習等に使用するグラウンドに通うことができるものとする。

(入校)

- 第5条 スクール生として入校しようとするものは、スクールが別に定める入校申込書に 必要事項を記載して、該当する学年責任者に申し込む。
  - 2 学年責任者は、前項の申し込みがあったときは、校長の承認後、その申込みに対 する入校の許可を与える。
- 3 スクール生に登録されたものは、日本ラグビーフットボール協会に選手登録する。 (年会費及びインベント参加費)
- 第6条 スクール生は、スクールが別に定める年会費及びイベント参加費(会費等)を納 入する。また、スクール生は、このスクールの活動に必要となる交通費、ジャー ジ等全ての実費を自己負担する。

(スクール生の資格喪失)

- 第7条 スクール生が次の各号の一に該当する場合には、スクール生の資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をし、総務会が受理した場合。
  - (2) 入校後1ヶ月以上会費等を未納したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第8条 スクール生は、スクールが別に定める退会届を提出して、総務会の受理後に退会 することができる。但し、退会前に納入した年会費等は返還しない。

(除名)

- 第9条 スクール生が次の各号の一に該当する場合には、総務会の議決により、これを除 名することができる。
  - (1)このスクールの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (2) スクール生として相応しくないと総務会が判断したとき。
  - (3) その他、総務会で除名が必要と認めたとき。

#### 第3章 運営及び業務執行

(運営)

第10条 スクールの運営を円滑にするために、運営部会及び技術部会、また必要に応じて 各種専門委員会を組織し運営に当たるものとし、校長は、各部会長及び委員長と 委員を任命する。

(ステアリング委員会)

- 第11条 運営部会長は、必要に応じステアリング委員会を開催する。
  - 2 ステアリング委員会は、スクールの基本方針、運営、研修会、記念行事等の企画を行い、総務会に審議を図る。
  - 3 ステアリング委員会は校長、副校長、運営部会長、運営委員長、技術部会長、会計で構成し、必要により総務会から招集する。
  - 4 ステアリング委員会の議事は議事録を作成し、総務会に提出する。

(総務会)

- 第12条 運営部会長はスクールの運営上必要と認めた事項を審議及び議決するため、総務 会を招集する。また、総務会の議長は運営部会長がこれにあたる。
  - 2 総務会は、ステアリング委員会で立案された事項及びスクール運営に関する重要 事項を審議及び議決する。
  - 3 総務会は、第12条1,2の他に次の事項を審議する。
    - (1) 規約の変更
    - (2) 収支予算及び決算
    - (3) 入会金及び会費の額
    - 4 総務会は、第12条1,2,3の他に次の事項を議決する。
      - (1) スクール生の除名
      - (2) 役員の選任及び解任
      - (3) 指導員の登録及び解任

- (4) 準指導員の登録及び解任
- (5) 資産の運用及び管理方法
- (6) その他スクール運営に関する重要事項
- 5 総務会は第15条の役員及び横浜ラグビースクールの代表として選出した神奈川 県及び横浜市ラグビーフットボール協会理事、県スクール役員(部会長以上)で 構成する。

#### (総務会議決)

- 第13条 総務会の議決は、原則として、出席者の過半数の賛同により決する。
  - 2総務会において、協議を尽くしても、議決とならない議題については、再度当該 議題について協議し過半数の同意をもって決する。但し、可否同数のときは、校 長の決するところによる。

#### (組織)

第14条 別紙組織図の組織とする。

(役員及び任務)

- 第15条 総務会のメンバーを役員とし、以下の役員を置く。
  - (1) 校 長 スクールの代表として、スクール内外の活動を総理する。
  - (2) 副 校 長 校長を補佐し、校長が不在の時はこれを代行する。
  - (3) 運営部会長 運営委員会、安全委員会、用具委員会、広報委員会を統括 する。
  - (4) 運営委員長 スクールの運営を統括する。
  - (5) 運営副委員長 委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代行する。
  - (6) 会 計 スクールの円滑な活動を図り、会務全般を処理する。
  - (7) 会務監査 スクールの会計及び業務執行状況を監査する。但し、他の役員を兼ねてはならない。
  - (8) 技術部会長 コーチ委員会、S&C委員会、レフリー委員会を統括する。
  - (9) コーチ委員長 生徒年齢やレベルにあった指導の確立と、指導員の技術的な向上を企画、立案、実施し、各学年に落とし込むことを実施する。
  - (10) S&C委員長 生徒年齢やレベルにあったトレーニングを立案し、各学年へ の落とし込みを行う。
  - (11) レフリー委員長 レフリーの資格取得、スキル向上のための指導を行う。
  - (12) 広報委員長 生徒の募集及びツールの作成、HPの管理・更新、スクール 活動紹介、その他の広報活動を行う。
  - (13) 安全委員長 県協会から安全に関する指針等をスクール内にて実施すると 共に、傷害の予防対策、セーフティアシスタント養成、救急措 置の指導、救急用品管理等の安全対策を行う。
  - (14) 用具管理委員長 ボール、タッチフラッグ等用具の管理を行う。

(任期)

第16条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。任期中の役員に欠員及び増員が生じて、 新たに選任された役員の任期は、他の役員の任期と同一とする。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総務会の議決により、これを解任する ことができる。
  - (1) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (3) 役員として相応しくないと総務会が判断したとき。
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の 機会を与えなければならない。

(報酬及び活動費)

第18条 役員は無報酬とする。

### 第4章 スクール生の指導

(指導員)

- 第19条 スクールの目的に賛同する社会人または、大学生であって、総務会で承認された 者がスクール生の指導にあたるものとする。
  - 2 総務会はスクール生を指導する統括責任者、学年責任者、学年副責任者、指導員、(以下「指導員」という)を選任する。
    - (1) 幼稚園、小学1年生、小学2年生に統括責任者を置く。
    - (2) 小学3年生、小学4年生、小学5年生、小学6年生に統括責任者を置く。
    - (3) 中学1年生、中学2年生、中学3年生に統括責任者を置く。
    - (4) 女子部に、統括責任者を置く。
    - (5) 各学年に責任者、副責任者、運営委員、及び、指導員を置く。
  - 3指導員の任期は、1年を越えないものとする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 学年責任者は、学年指導を統括し、年間の指導計画を定め、総務会に提出を行う。
  - 5 学年副責任者は学年責任者を補佐し、学年責任者不在の時はこれを代行する。
  - 6 運営責任者は各学年の運営を統括し、運営に関する事務処理等を行う。
  - 7 指導員は、学年責任者の指導方法に基づき、スクール生を指導する。
  - 8 指導員に登録されたものは、日本ラグビーフットボール協会にコーチ登録する。
  - 9 指導員の目的はスクールの目的と相違がなく、常に向上心をもって指導について 学ばなければならない。

(準指導員)

第20条 準指導員の登録申請するものは、スクールが別途定める準指導員の要件を満たす

とともに指導員登録申請書 (兼誓約書) により、総務会に申請する。総務会は、 準指導員の登録書申し込みがあった場合は、その登録の可否を決定する。

- 2 準指導員は、指導員の指導方法に基づき、スクール生を指導する。
- 3 準指導員が、指導員になるためには、スクールが別途定めた要件を満たした場合 において、総務会で決定する。

(会費)

第21条 指導員、及び、準指導員は、スクールが定める会費及び指導員活動費(以下会費等)を納入する。

(退会及び休会)

- 第22条 指導員、及び、準指導員は、スクールが別に定める退会・休会届を総務会に提出 して、退会、あるいは、休会をすることができる。
  - 2 退会及び休会前に納入した会費等は返還しない。

(除名)

- 第23条 指導員、準指導員が次の各号の一に該当する場合には、総務会の議決により、これを除名することができる。
  - (1) このスクールの名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。
  - (2) スクール生に身体的・精神的な暴力行為を行った場合。
  - (3) 指導員、準指導員として相応しくないと総務会が判断したとき。

(報酬及び活動費)

第24条 指導員、及び、準指導員は無報酬とする。

# 第5章 保険

(スポーツ保険及び免責)

- 第25条 スクール生、指導員、準指導員、顧問は、このスクールが指定するスポーツ安全 保険に加入する。
  - 2 スクールの活動中、あるいは、スクールを運営するための活動中に、スクール生、 指導員、準指導員、顧問が、理由の如何を問わず、負傷または死亡した場合には、 前項の保険及び日本ラグビーフットボール協会傷害見舞金で付保される範囲内で 補償を受けるものとし、スクール、スクール生及びその保護者、役員、顧問、指 導員、準指導員は一切の責任から免責される。また、スクール生、指導員、準指 導員、顧問は、このスクールに入会し、または選任されたときは、本条に同意す る。

### 第6章 資産及び会計

(構成)

第26条 スクールの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) スクール生の年会費及び会費
- (2) 指導員及び準指導員の会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入(協賛金含む)

(管理)

第27条 前条のスクールの資産は、会計が管理し、その方法は、総務会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第28条 スクールの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (収支予算)

- 第29条 スクールの収支予算は、各委員会からなる予算委員会で協議し総務会の承認を経 なければならない。
  - 2 総務会審議後に、指導員総会をもって議決する。

(決算)

- 第30条 スクールの決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、会計が作成し、 会務監査の監査を受け、総務会の審議を経なければならない。
  - 2決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。
  - 3 総務会承認後、指導員総会で議決する。

## 第8章 指導員総会

第31条 スクール運営の基本方針を決定するために、原則として指導員全員による定期の 指導員総会を原則として事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、必要に応じて臨時 指導員総会を開催する。

また、議長は、総務会役員から選出する。

- 2 指導員総会における議決事項は、出席者の過半数の賛同により決する。
- 3 指導員総会は、次の事項を決議する。
  - (1) 規約の変更
  - (2) 前年度の決算及び前年度の会務監査報告
  - (3) 当該年度の予算
  - (4) その他スクール運営に関する重要事項

# 第9章 規約の変更

(規約の変更)

第32条 スクールが規約を変更しようとするときは、総務会で審議後、指導員総会の議決 を経なければならない。

## 第10章 雑則

(個人情報保護)

第33条 スクールに提供された個人情報は、このスクール活動を運営する目的の範囲内で 利用するものとし、個人情報保有者の同意がある場合または正当な理由がある場 合を除いて、第三者に開示しない。

なお、広報委員会で運営される公式ウェブサイトについては、サイトのプライベートポリシーにその細目を定める。

(細則)

第34条 この校則の施行について必要な細則は、総務会の審議および指導員総会の議決を 経て、校長がこれを定める。

(顧問)

第35条 スクールの運営上必要な助言を得るために、顧問を迎えることができるものとする。

(適用)

第36条 本校則は2015年2月8日より適用する。